

# 第1章

## 保健医療圏の設定と基準病床数

# 第1章 保健医療圏の設定と基準病床数

## 1. 保健医療圏の設定

### (1) 一次保健医療圏

- 本計画では、地域住民の日常的な健康相談や健康管理、一般的な疾病の診断・治療などに対応する圏域を一次保健医療圏とします。なお、地域保健法により、住民に身近な健康診断、保健指導及び健康診査等の地域保健に関するサービスは市町村が提供することとされていることから、市町村の区域を一次保健医療圏とします。

### (2) 二次保健医療圏

- 医療法第30条の4第2項第14号の規定により、医療計画では、主として病院及び診療所の病床の整備を図るべき地域的単位とする区域を二次医療圏として設定することとされています。
- 本計画は、本県の保健医療分野の基本的な計画になることから、この区域を二次保健医療圏とした上で、特殊な医療を除く入院医療の需要に対応し、一般的な保健医療が概ね完結できる体制整備を目指す区域としています。
- 今回の計画改定に当たっては、現行の10の二次保健医療圏を維持することとします。

圏域名	構成市町村名	面積 (km <sup>2</sup> )	人口 (人)	管轄する 保健所
熊本・上益城	熊本市、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町、山都町	1174.3	820,095	熊本市御船
宇城	宇土市、宇城市、美里町	406.9	101,642	宇城
有明	荒尾市、玉名市、玉東町、南関町、長洲町、和水町	421.4	151,895	有明
鹿本	山鹿市	299.7	48,258	山鹿
菊池	菊池市、合志市、大津町、菊陽町	466.6	187,594	菊池
阿蘇	阿蘇市、南小国町、小国町、産山村、高森町、西原村、南阿蘇村	1,079.6	58,008	阿蘇
八代	八代市、氷川町	714.7	132,656	八代
芦北	水俣市、芦北町、津奈木町	431.4	42,471	水俣
球磨	人吉市、錦町、多良木町、湯前町、水上村、相良村、五木村、山江村、球磨村、あさぎり町	1,536.6	80,053	人吉
天草	上天草市、天草市、苓北町	878.3	105,230	天草
	合計	7,409.5	1,727,902	—

※面積は熊本県「令和3年熊本県統計年鑑」、人口は令和3年10月1日現在

**【二次保健医療圏設定の考え方】**

- ・ 国の医療計画作成指針（令和5年3月31日付け医政発0331第16号）では、人口規模が20万人未満の二次医療圏については、入院に係る医療を提供する一体の区域として成り立っていないと考えられる場合（特に、入院患者の流入割合が20%未満、かつ、流出割合が20%以上の場合）、その設定の見直しについて検討することとされています。
- ・ 本県では、この人口及び入院患者の流出入割合の条件に該当する圏域が6圏域（有明、鹿本、阿蘇、八代、芦北、天草）ありますが、地域における効率的で質の高い医療提供体制の整備や在宅医療・介護の充実等の地域包括ケアシステムの構築を一体的に行うためには、地域医療構想で定める構想区域や高齢者福祉計画・介護保険事業支援計画に定める高齢者福祉圏域と一致させる必要があります。
- ・ この構想区域と高齢者福祉圏域は現行の10の二次保健医療圏と一致していることや、地域医療構想については、平成29年（2017年）に策定した熊本県地域医療構想に基づき、2025年を見据えた医療提供体制の確保等に取り組んでおり、さらに国では、高齢者人口がピークを迎えて減少に転じる2040年頃を視野に入れつつ、新たな地域医療構想を策定する必要があるとしていることを踏まえ、第8次計画の策定にあたっては、現行の二次保健医療圏を維持することとし、今後、構想区域の見直しの状況等に合わせて、二次保健医療圏の見直しを検討することとします。

**（3）三次保健医療圏**

- ・ 医療法第30条の4第2項第15号の規定により、医療計画では、特殊な医療を提供する病院の病床等の整備を図る地域的単位とする区域を三次医療圏として設定することとされています。
- ・ 本県では、この区域を三次保健医療圏とした上で、県全域を圏域として設定します。

**【県境における医療連携】**

- ・ 本県は、福岡県、大分県、宮崎県、鹿児島県と隣接しており、県境を越えた住民の受療行動が見られます。特に、県北の有明圏域や県南の芦北圏域などの県境地域において、県外の患者の流出入割合が高くなっています。
- ・ このような実態を踏まえ、県境を越えた隣県の二次保健医療圏の医療機関や医療関係者・団体等との連携や情報交換など、相互の医療提供体制の連携強化を促進します。

**2. 基準病床数**

- ・ 基準病床数は、病院及び診療所の病床の適正配置と一定水準以上の医療の確保を目的として、医療法第30条の4第2項第17号の規定に基づき定めるもので、同法施行規則第30条の30第1項の各号に規定される算定式により算定します。療養病床及び一般病床の基準病床数は二次保健医療圏ごとに、精神病床、結核病床及び感染症病床の基準病床数については県全域で定めることとされています。
- ・ また、既存病床数が基準病床数を超える地域（病床過剰地域）では、公的医療機関等については、開設・増床を許可しないことができ、その他の医療機関については、開設・増床等に関して勧告を行うことができるとされています。

- ・ 第8次計画における基準病床数については、医療法施行規則等に基づき、以下の表のとおり定めます。
- ・ なお、病床過剰地域であっても、がんや周産期疾患、救急医療、新興・再興感染症に係る病床など、各地域において更なる整備が必要な場合には、医療審議会の意見を聴き、厚生労働大臣の同意を得た上で、病床を整備することができます。

### (1) 療養病床及び一般病床の基準病床数

二次保健 医療圏	基準病床数	既存病床数 (R5. 4. 1 時点)
熊本・上益城	10,989	12,438
宇城	701	943
有明	1,193	1,509
鹿本	467	628
菊池	1,525	1,527
阿蘇	296	660
八代	1,414	1,620
芦北	454	836
球磨	809	1,094
天草	880	1,835
合計	18,728	23,090

### (2) 精神病床、結核病床、感染症病床の基準病床数

病床種別	基準病床数	既存病床数 (R5. 4. 1 時点)
精神病床	6,812	8,689
結核病床	21	69
感染症病床	44	44